

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

令和元年（2019年）7月18日改正

茅野市発注の「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」の運用を次のとおりとする。

第1 工事における「現場代理人の兼任」

発注者が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については、兼任を認めることができる。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事

次の条件を全て満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 茅野市発注工事の間で認める。ただし、国又は長野県の工事（以下「県工事等という。」）において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任可能な工事の数は、2件までとする。
- (3) 工事の請負金額は、2件とも3,500万円未満（当初契約）のものとする。ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号通知における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについてに該当する工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2件とも茅野市内に位置する工事とする。
- (5) 連絡体制として、兼任する茅野市発注工事の現場には連絡員を配置する。

2 兼任を認めることができない工事

- (1) 交通量10,000台／日以上片側通行規制工事
- (2) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
- (3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事

3 兼任を認める際のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員及び連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (4) 既に現場代理人となっている工事の発注者に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。
- (5) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条

件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

4 その他

兼任が認められる場合においても、次に該当する機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。

(1) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等

第2 現場代理人の兼任に関する手続等

1 兼任届の提出

(1) 茅野市発注工事間の兼任の場合、契約者は、契約までに現場代理人兼任届（様式1）を発注者へ提出する。

(2) 県工事等との兼任の場合、契約者は、契約までに（既に契約中の茅野市発注工事と県工事等を兼任する場合は、県工事等との契約締結までに）現場代理人兼任届（様式2）を発注者へ提出する。

(3) 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用すること。

2 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

3 発注者による契約者への回答

兼任の可否については、兼任届にその旨を記入、押印の上契約者に通知する。

第3 留意事項

1 兼任を考えていた工事について兼任が認められない場合、代替りの現場代理人を配置できないときは契約を締結することができない。（落札者が契約を締結しない場合は、入札参加停止の対象となる。）このため、受注者は現場代理人の兼任を認められない場合を想定の上、応札すること。

2 現場代理人の兼任の可否については、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断するが、発注前に明らかに兼任を認めることができない場合は、入札公告文、指名入札通知書等に兼任を認められない旨を記載する。

第4 適用時期

令和元年（2019年）7月18日現在契約中の工事、及び同日以降契約する工事から適用する。